

協議会 だより

Vol.32
2020.05.22

みなさんこんにちは！

令和2年度が始まり、約2カ月が過ぎようとしています。今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発令されて「ステイ・ホーム」のとおり家にこもった生活で始まりました。やっと、福岡県を含む42府県で緊急事態宣言が解除となり、そろりそろりと日常生活を取り戻すように少しずつ活動しているところです。今回は、まだまだ油断できない感染拡大防止の取組について、お知らせします。

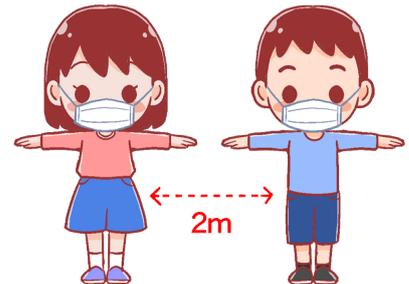


★新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる活動の取り組み方について

※本交付金の活動を行う際には、農林水産省発出のガイドラインを参考に対応してください。

1.活動の実施に当たっては、

- ①参加者の検温、
- ②使用する機械やヘルメット等の消毒、
- ③発熱がある者への対応と連絡体制の事前整備、
- ④手指の消毒とマスクの着用、
- ⑤作業間隔を広く取る等の工夫をするなど、感染防止に努めてください。



マスクの着用!!



手洗い・消毒
の徹底

ソーシャル
ディスタン
ス!!



2. 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から活動を行わないことにした場合には、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第4の3、別紙2第4の1(3)の「甚大な自然災害」に、要領第1の5(1)の「特別な事情がある場合」、15(1)の「自その他やむを得ない理由」に該当することで差し支えありません。この場合、中止に伴うキャンセル料や対象組織の恒常的経費に本交付金を充当することは可能です。